

アメリカの公共図書館における専門職制度の 総合的研究：専門職と非専門職の枠組み

山本貴子

1. はじめに

我が国では、アメリカのライブラリアンはアメリカ図書館協会（American Library Association：以下、ALA）の認定を受けた図書館学修士（Master of Library Science：以下、MLS）あるいは図書館情報学修士（Master of Library and Information Science：以下、MLIS）であると考えられている。確かに、専門職ライブラリアン（professional librarian）では、これらの修士号を取得しているものが大半であるが、一方、図書館業務に携わる職員全体を考えると、職階としては、職員の三分の二が図書館サポートスタッフ（Library Support Staff：以下、LSS）であるのが現実である。その理由として、図書館予算の減少傾向と ICT の進展が挙げられており、従来は、専門的だとみなされていた業務も LSS に遂行させるなど、従来からの役割分担が崩れる傾向にある。また、ライブラリアンのみならず、LSS の養成教育も約40年の歴史を持つ。これは、職務と職階と資格とが結びつけられた結果であろう。しかし、我が国の図書館界に流れているアメリカの図書館職員に関する情報は、断片的であり、さらに新しい情報が少ない。

したがって、一昨年から、アメリカの公共図書館職員について研究を続けてきた。

まず、労働統計局の二つの資料を使用して、名称とそれに対応する経歴や資格などを明らかにした。さらに、ALA の政策方針を基に、図書館職員の名称と学歴、資格、業務内容などを明らかにした。ⁱ 次いで、LSS の概要について、LSS 運動という観点から検討した。LSS が社会的に認知された可能性のある時期を探り、LSS の活動を時系列的に論じた。ⁱⁱ さらに、LSS の養成に関して、20世紀以前と21世紀以降という時代区分を設定し、「ALA と LSS 養成」と「LSS 養成機関」という二つの観点から検討した。ⁱⁱⁱ

これらで明らかになったことは、組織の再編が多いことも影響して、図書館

職員に関する呼称が煩雑であり、職務も様々であるということであった。また、これらは文献を基にした研究であり、実際のアメリカの図書館界では、どのような体制がとられているかが不明であった。

そこで、本研究では、アメリカの公共図書館における LSS の職階・職務および資格と養成法の実態を研究している。ただ、LSS だけの研究では比較対象がなくわかりにくいので、ライブラリアンも取り上げている。具体的には、アメリカの公共図書館職員の専門職（ライブラリアン）と非専門職（LSS）、職階、職務、資格および養成法を調査し、そのシステムのメリットや課題を明らかにしている。

本研究では、アメリカの中でも、ケンタッキー州を対象とした調査を行った。ケンタッキー州を選択した理由は、ケンタッキー州には州法と「ケンタッキー公共図書館基準」があり、図書館職員に対する規定が、奉仕対象の規模による職員の規模や人数、必要とされる資格まで詳細だからである。調査対象機関については、公共図書館 4 館（Kentucky Department for Libraries and Archives、Lexington Public Library とその分館 Tates Creek Branch Library、Paul Sawyier Public Library）、大学・短期大学 3 機関および各機関の図書館（University of Kentucky、Northern Kentucky University、Bluegrass Community and Technical College）とした。

研究方法としては、最初に、ホームページを作成し、調査対象機関へ本研究の内容を知らせた上で、e-mail での聞き取り調査を、次に、現地での実態調査を行った。実態調査の期間は2011年9月4日（日）から同年9月14日（水）であった。調査内容としては、図書館へは、現場の職員の職務内容と必要とされる要件など、教育機関へは、カリキュラム、取得できる学位・資格などであった。調査終了後、最終確認をし、調査結果の分析を行うとともに、学外に対する公開研究会を行っている。

なお、本研究は、第一回目の調査であり、そのうち、本稿では、ケンタッキー州の公共図書館に勤務している専任職員の資格制度について概観した。この研究全体としては、今後、状況の異なる州を調査し、公共図書館における図書館職員の職務と養成を正確に把握することを計画している。

2. ケンタッキー州の公共図書館概要

ケンタッキー州には、ルイビル無料公共図書館(Louisville Free Public Library)やレキシントン公共図書館(Lexington Public Library)を含め、117の様々な規模の公共図書館がある。それらの図書館は、児童サービス、成人サービス、キャリアや就職のためのガイダンス、ITの訓練とアクセス、純粹に娯楽のための読書等の活動やサービスを通じて、設置主体である郡(county)や市町村の住民に生涯学習の機会を与えている。各郡や市町村は、州政府から図書館税を課す権利を与えられており、その税金を基に公共図書館を運営している。州からの補助もあるが、経常費の90%以上は独自の財源で賄っている。^{iv}

各公共図書館は、郡や市町村の長によって任命される理事の組織体である理事会(board of trustees)によって基本的な方針が決められ、実際の運営は理事会によって任命される図書館長が行う。理事会は、①人事方針(雇用、勤務評定法、給与、定年等)、②貸出方針(期間、延滞の処理、罰金等)、③蔵書構築方針、④施設の利用方針、等を決める。図書館長はあらゆる部門の最終責任者である。図書館運営に必要な職員の採用は、図書館長の推薦により理事会が決定する。^v

しかし、ケンタッキー州には公共図書館に関する州法があり、その州法により、公共図書館に勤務する専任の職員は図書館職資格証(certification of librarianship)を保持していなければならない。以下に、その図書館職資格証の制度を概観・考察する。図書館職資格証の制度は、ケンタッキー州図書館・文書館局(Kentucky Department for Libraries and Archives: 以下、州図書館・公文書館局)及びケンタッキー州ライブラリアン資格委員会(Kentucky State Board for the Certification of Librarians: 以下、ライブラリアン資格委員会)と大きく関係するので、論の進め方として、3で州図書館・公文書館局、4でライブラリアン資格委員会に関して概観する。そして、5と6で図書館職資格証及びその更新に関して概観する。^{vi}7で、ALAの人事組織モデルと比較しながら、全体的な考察を試みる。

3. ケンタッキー州図書館・公文書館局

(Kentucky Department for Libraries and Archives)

ケンタッキー改正州法(Kentucky Revised Statute: 以下、KRS)171条により、

州図書館・公文書館局が設置され、同州図書館・公文書館局は長官(commissioner)の指揮の下で運営される。長官の肩書は州図書館長(state librarian)で、知事により図書館学分野で技術的な訓練を受けた人から任命される。^{vii}

KRS171.140は、州図書館・公文書館局の権限及び義務を、次のように規定している。

- 1) 州内のすべての公共図書館、及び今後公共図書館を設置しようと計画しているすべての郡(county)に対して、職員を派遣して援助とアドバイスを与える。
- 2) 必要な所へBM サービスを行う。
- 3) 州のいろいろな場所で図書館学教育の機会を設ける。
- 4) 公共図書館のためになると考えられる他のサービスも行う。
- 5) 州政府へのレファレンス・サービスを行うため、また、公共図書館を支援するために、強力な中央コレクションを構築する。^{viii}

また、KRS171.200は、州図書館・公文書館局に次のような役割も課している。

- 6) 図書館サービスの不公平性をなくすために、図書館の協同や図書館システムの統合を計画する。その計画を実行する可能性のある機関には助成金を与える。^{ix}

さらに、KRS171.201には、次のような規定がある。

- 7) ケンタッキー州の公共図書館サービスを進展させ、不公平性を是正するための助成金を捻出するために、州の一般会計からの出資による基金を設けること。
- 8) 州図書館・公文書館局に公共図書館への十分な助成を可能にさせる金額を、州の一般会計から支出すること。^x

さらに、KRS171.027では、州が公共図書館建築基金を設け、その運用の責任を州図書館・公文書館局に任せる、と規定している。^{xi}

以上のことから、州図書館・公文書館局は、ケンタッキー州内の公共図書館サービスを進展させるための先導役を担っていることが分かる。州図書館・公文書館局の役割の1つとして、上記したように、「州のいろいろな場所で図書館

学教育の機会を設ける」とあるが、それは後述する図書館職員の資格証の更新と関係があり、図書館職員の資質向上に対しても一定の役割を負っている。また、各公共図書館は、「経常費の90%以上は独自の財源で賄っている」と、「1.はじめに」で記したが、特別プロジェクトや図書館の施設や設備の充実に関しては、州政府や州図書館・公文書館局に頼ることが多い。

4. ケンタッキー州ライブラリアン資格委員会

(Kentucky State Board for the Certification of Librarians)

KRS171.240は、次のように規定している。

州図書館・公文書館局内に、ケンタッキー州ライブラリアン資格委員会を設置すること。委員会は、州図書館長とケンタッキー図書館協会(Kentucky Library Association)が推薦し、知事が任命する5人で構成されること。委員のうち2人は、公共図書館に勤務している専任の専門職ライブラリアン(professional librarian)であること。2人は公共図書館(理事会)の理事であること。残りの1人は州立大学に設置された図書館学部の教員であること。^{xii}

KRS171.250は、資格の授与に関して、次のように規定している。

- 1)ライブラリアン資格委員会は、同委員会が認めた図書館学部の卒業生に対して図書館職資格証(certificate of librarianship)を授与すること。また、同委員会が図書館の職務に従事する資格があると認める他の人が資格申請をした場合、資格を授与すること。
- 2)ライブラリアン資格委員会は、更新の証明証の発行や、図書館職資格証の必要な職務の決定をすること。また、その目的を達成するために必要な諸規則を定めること。^{xiii}

KRS171.260は公共図書館の職員の採用に関して、次のように規定している。

- 3)公共図書館は、ライブラリアンの職位、及び他の専任の図書館職務(職位)

に、ライブラリアン資格委員会が授与する図書館職資格証を保持しない人を雇用してはならない。^{xiv}

KRS171.303は、奨学金制度に関して、次のように規定している。

- 4) 図書館学奨学資金 (Library Science Scholarship Fund) を設け、州図書館長は、ALA、教師教育全米認定委員会 (National Council for the Accreditation of Teacher Education)、もしくは地域中等後教育認定協会 (regional postsecondary education accrediting organization) が認めた機関 (大学) で図書館学を学ぶ学生に奨学金を与えること。
- 5) 州図書館長は、図書館学奨学資金諮問委員会 (Library Science Scholarship Fund Advisory Committee) を設置し、奨学金授与に関してその諮問委員会に諮ること。
- 6) 州図書館・公文書館局は、州、連邦政府、及びその他の組織や機関からの奨学金のための資金を受け取る権利を持つ。州図書館長は、図書館学奨学資金諮問委員会に諮問し、受け取った奨学金の配分を決めること。^{xv}

5. 公共図書館の図書館職資格証

KRS171.250は、ライブラリアン資格委員会にその任務を遂行するために必要な諸規則を決めることを規定している。その規則の1部が図書館職資格証の制度である。ライブラリアン資格委員会は、図書館職資格証の制度の目的(目標)に関して、次のように記している。^{xvi}

- 1) 州全体に図書館サービスを進展させる。
- 2) 基礎教育 (継続教育に対峙する用語) 及び継続教育を通じて、公共図書館員がスキルを獲得、維持、進展させるべく動機づける。
- 3) 利用者により良い図書館サービスを提供するために、継続的に知識とスキルをレベルアップさせている公共図書館員を認識する。
- 4) 図書館と図書館員に対する市民のイメージを改善する。
- 5) 公共図書館の理事会や館長が職員を採用する際のガイドラインとなる。
- 6) 図書館員の教育ニーズにより適合する形で図書館学教育を設計する際の

助けになる。

図書館職資格証の制度は省令 (administrative regulation) となっている。省令 725KAR2 : 060 (KAR : Kentucky Administrative Regulation) は、職務における資格、資格の種類、及び資格のための科目、に関して次のように規定している。^{xvii}

[職務における資格]

- 1) 15,000人以上の住民が奉仕対象になっている公共図書館では、館長は専門職資格証 (professional certificate) を有していること。
- 2) 15,000人未満の住民が奉仕対象になっている公共図書館では、館長は少なくとも準専門職資格証 (paraprofessional certificate) を有していること。
- 3) 副館長、BM ライブラリアン、地域館の館長、課長は少なくとも準専門職資格証を有していること。
- 4) 図書館情報サービス (library information service) ^{xviii} を提供する他の専任の図書館職員は図書館経験資格証 (library experience certificate) を有していること。

[資格の種類]

- 1) 専門職資格証 I (professional certificate I)
 - (a) 資格 : ALA 認定の図書館学部から修士号を取得した人
 - (b) 有効期限 : 5年
- 2) 専門職資格証 II (professional certificate II)
 - (a) 資格 : ALA の認定を受けていない図書館学部から修士号を取得した人、もしくは大学院レベルでの15単位の図書館学の履修を含む、他の分野で修士号を取得した人
 - (b) 有効期限 : 5年
- 3) 専門職資格証 III (professional certificate III)
 - (a) 資格 : 少なくとも21単位の図書館学の履修を含む、学士号を取得した人、もしくは少なくとも12単位の図書館学の履修を含む、他の分野で修士号を取得した人
 - (b) 有効期限 : 5年

ただし、この専門職資格証 III は2011年7月以前に以下の要件を満たした者に限られる。

4) 準専門職資格証 (paraprofessional certificate)

(a) 資格：①少なくとも12単位の図書館学の履修を含む、大学での60単位の履修と2カ年の図書館経験のある人、②高校の卒業(又はGED: General Educational Developmentの合格)に加えて、少なくとも15単位の図書館学の履修と5カ年の図書館経験(library work experience)のある人、③少なくとも12単位の図書館学の履修を含む、学士号を取得した人、④少なくとも6単位の図書館学の履修を含む、他の分野で修士号を取得した人

(b) 有効期限：5年

5) 図書館経験資格証 (library experience certificate)

(a) 資格：①高校の卒業(又はGEDの合格)と12単位の図書館学を履修した人、②高校の卒業(又はGEDの合格)と9単位の図書館学履修と3単位の関連科目を履修した人、③高校の卒業(又はGEDの合格)と6単位の図書館学履修と10年の図書館経験のある人、もしくは④6単位の図書館学の履修を含む、学士号を取得した人

(b) 有効期限：5年

ケンタッキー州の公共図書館に勤務する専任の職員は、必ず上記のいずれかの資格を有しなければならないことになっている。資格を有しない人はケンタッキー州の公共図書館には就職できないのか、という疑問が生ずるが、それに対しては、臨時資格証(temporary certificate)という制度を設けている。有効期限は5カ年で、その間に従事している職務に相当する資格を取得しなければ辞職することになる。

[資格のための科目]

- 1) ライブラリアン資格委員会は、地域認定機関から認定を受けた大学で履修した科目をアカデミックな単位(資格に必要な単位)として認める。
- 2) ライブラリアン資格委員会はまた、次の機関で履修した図書館学の科目を単位として認める。
 - (a) ALAの認定を受けている図書館学部。その学部で履修した科目の単位は、すべての資格に有効である。
 - (b) 地域認定機関から認定を受けた大学の図書館学科。その学科で履修した図書館学の単位は、すべての資格に有効である。

- (c)図書館学の科目を開講している認定された大学。その大学で履修した科目の単位は、専門職資格証 III、準専門職資格証、及び図書館経験資格証に有効である。
- (d)図書館学や情報学の科目を開講している短期大学や専門学校。その短期大学や専門学校で履修した科目の単位は、専門職資格証 III、準専門職資格証、及び図書館経験資格証に有効である。

6. 図書館職資格証の更新

上節で分かるように、すべての資格証は有効期限5カ年となっている。5年後の更新に際しては、継続教育を受けたという証明をしなければならない。その継続教育に関して、725KAR2:070に次のように規定されている。

- 1)15,000人以上の住民が奉仕対象になっている公共図書館の館長は、5年ごとに専門職資格証を更新しなければならない。5カ年以内に、100コンタクト時間（contact hour）の継続教育を受けなければならない。
- 2)15,000人又はそれ以下の住民が奉仕対象になっている公共図書館の館長は、少なくとも5年ごとに準専門職資格証を更新しなければならない。5カ年以内に、100コンタクト時間の継続教育を受けなければならない。
- 3)副館長、BMライブラリアン、地域館の館長、及び課長は、少なくとも5年ごとに準専門職資格証を更新しなければならない。5カ年以内に、100コンタクト時間の継続教育を受けなければならない。
- 4)図書館情報サービスを提供する他の専任の図書館職員は、5年ごとに図書館経験資格証を更新しなければならない。5カ年以内に、50コンタクト時間の継続教育を受けなければならない。

コンタクト時間に関しては、資格証更新のための学習活動を計る単位として継続教育ユニット（continuing education unit）があり、1ユニットが1コンタクト時間に相当する。すなわち、コンタクト時間は、継続教育の量を計る具体的な方法である。ライブラリアン資格委員会は、コンタクト時間の具体例を以下のように挙げている。^{xxi}

- 大学院の科目履修（2学期制）⇒25コンタクト時間
- 大学院の科目履修（3学期制）⇒16.8コンタクト時間
- 大学の科目履修（2学期制）⇒20コンタクト時間
- 大学の科目履修（3学期制）⇒13.4コンタクト時間
- ワークショップへの参加（50-70分）⇒1コンタクト時間
- 全米的な協会の役員（1年）⇒10コンタクト時間
- 地域的な協会の役員や委員会の委員長（1年）⇒5コンタクト時間
- 州の協会の役員や委員会の委員長（1年）⇒5コンタクト時間
- 書評（1回）⇒2コンタクト時間
- 著作（単著）⇒40コンタクト時間
- 著作（共著）⇒20コンタクト時間
- 論文（単著）⇒10コンタクト時間
- 論文（共著）⇒5コンタクト時間
- 著書の中の1章⇒15コンタクト時間
- 図書の編集⇒10コンタクト時間
- 雑誌の編集委員（1年）⇒5コンタクト時間
- ワークショップでの発表（50-70分）⇒2コンタクト時間
- 教授（50-70分）⇒3コンタクト時間

上記から分かるように、ケンタッキー州では継続教育を広い概念で捉えている。上記以外に、セミナーや会議への参加、インターンシップ等もコンタクト時間として受け入れられている。また、自動的に受け入れられる訳ではないが、自主学习も対象になる。

ライブラリアン資格委員会には「継続教育学習活動リポート」(Continuing Education Learning Activity Report) というフォームがあり、公共図書館の専任職員は上記したような継続教育を受けたならば、毎年、その内容をそのフォームに記入して継続教育コンサルタント(Continuing Education Consultant)へ提出することになっている。

ライブラリアン資格委員会は、公共図書館の専任職員が上記の継続教育を容易に受けられるようにすべく、継続教育コンサルタントと地域ライブラリアン(Regional Librarian)を設けている。それぞれの責務は次の通りである。

継続教育コンサルタントの責務

- 1) ライブラリアン資格委員会の仲介をする。
- 2) 基礎教育と継続教育の機会開発を目的に、大学や他の関連機関に働きかける。
- 3) 州全体に継続教育のためのワークショップ等を開催する。
- 4) 毎年、上述の継続教育学習活動リポートを査定する。

地域ライブラリアンの責務

- 1) 個々の図書館、理事、又は地域を単位として、継続教育のためのワークショップ等を開催する。
- 2) 継続教育コンサルタントが不在の際、継続教育学習活動リポートを査定する。
- 3) 担当地域において、資格取得のプロセスに関する質問に答える。

7. 考 察

以上、ケンタッキー州の公共図書館に勤務する専任職員の資格制度に関して概観した。一方で、ALA は図書館の人事組織に関して、次のような1つのモデルを作成している。それと比較しながら、ケンタッキー州の資格制度を考察する。^{xxii}

ALA のモデルに関して、ALA は、各図書館が置かれている事情によりそのモデルをそのまま適用できない図書館もあるだろうが、そのような図書館では協力体制やネットワークを構築することにより、少なくとも専門職図書館員のサービスが受けられるようにすべきだと述べている。また、モデルの中のタイトル (Senior Librarian, Librarian, LIS Associate, LIS Assistant, Clerk 等) は1つの提案であり、それにこだわる必要はなく、各図書館で適当だと思われるタイトルを付けてもよいとしている。

最初に、ALA モデルとケンタッキー州の人事構成の大枠を比較すると、両者には大きな相違があるように思われる。ALA モデルが専門職とサポートスタッフの2層構造を採用しているのに対し、ケンタッキー州の制度は専門職、準専門職、図書館経験者の3層構造を採用している。その構造の相違は、両者の専門職に対する考え方の相違から来ており、その詳細は以下に記述する通りである。

表1 ALA 図書館人事カテゴリー（上：専門職、下：非専門職）

CATEGORIES OF LIBRARY PERSONNEL—PROFESSIONAL

Library-Related Qualifications	Non-Library Related Qualifications	Basic Requirements	Nature of Responsibilities
Senior Librarian	Senior Specialist	In addition to the requirements for Librarian/Specialist—relevant experience and continued professional development	Top-level responsibilities including but not limited to administration; superior knowledge of some aspect of librarianship; or of other subject fields of value to the library.
Librarian	Specialist	For Librarian: Master's degree For Specialist: Appropriate professional degree for the specialty.	Professional responsibilities which may include those of management and supervision requiring independent judgment; interpretation of rules and procedures; analysis of library problems; and formulation of original and creative solutions for them. (Normally utilizing knowledge of the subject field represented by the academic degree.)

CATEGORIES OF LIBRARY PERSONNEL—SUPPORTIVE

Library-Related Qualifications	Non-Library Related Qualifications	Basic Requirements	Nature of Responsibilities
LIS Associate	Associate Specialist	Bachelors degree (with preferred coursework in library and/or information science); OR bachelors degree, plus additional applicable academic work	Manager is hired or promoted into the job based on previous library work experience; the library specialist has extensive experience, perhaps supplemented by job-sponsored training in a specialized area—e. g. Interlibrary borrowing/lending; preservation; book searching and replacement; second-tier reference; copy cataloging; etc.
LIS Assistant	Assistant Specialist	At least two years of college-level study; or AA degree, (with or without library technical assistant training) preferred; OR post-secondary school/training and relevant skills; OR certificate program.	Tasks performed as supportive staff following established policies and procedures and may include supervision of such tasks.
Clerk (Exact titles vary depending on type of library circumstance.)	Clerk (Exact titles vary depending on type of library circumstance.)	High school diploma or equivalent.	Assignments as required by the individual library.

次に、専門職 (professional) カテゴリーに焦点を当てて比較・検討する。ALA モデルでは2種類の専門職 (LibrarianとSpecialist)と2階級の専門職 (Senior LibrarianとLibrarian等)が提唱されているのに対し、ケンタッキー州の制度にはそのような分類や階級はない。ケンタッキー州の制度ではALAモデルの‘Librarian’に相当する専門職が設けられているだけである。そのカテゴリー (枠)の中で、学歴の相違により専門職資格証 I-III が設けられている、と理解できる。資格証 I-III の相違は業務ではなく、報酬の分野に反映される。

専門職 (professional) の枠では、ALAモデルとケンタッキー州の制度の間にもう1つの大きな相違がある。ALAモデルでは専門職は大学院の学歴を必要とする。しかし、ケンタッキー州の制度では専門職資格証 IIIは「少なくとも21単位の図書館学の履修を含む、学士号を取得した人」にも与えられるので、ケンタッキー州の制度では学士号保持者でも専門職図書館員 (professional librarian) になれるということになる。2011年にケンタッキー州の資格制度を調査に行った際に、その相違をライブラリアン資格委員会の委員である州図書館長に尋ねたところ、次のような返事が返ってきた。

ケンタッキー州には図書館サービスが進んでいる都会的な地域と図書館サービスが極めて遅れている地域 (地方) がある。図書館サービスが極めて遅れている地域では、ケンタッキー州の制度が定める準専門職資格証を有する人さえ雇用できない図書館が多く存在する。そのような状況で図書館サービスを進展させるためには、専門職 (professional) をALAモデルより広く解釈する方が得策である。

州図書館長が述べる上記のような状況があつて、ケンタッキー州では専門職 (専門職図書館員) をALAモデルより広く、ゆるやかに理解しているようである。また、ALAモデルはあくまでも理想的なモデルであり、他の州もケンタッキー州と同じような状況にある可能性がある。

次に、ALAモデルの‘Supportive’カテゴリーとケンタッキー州の「準専門職資格証」と「図書館経験資格証」を比較・検討する。ALAモデルの‘Supportive’カテゴリーの中に‘LIS Associate」というランク (地位) があり、図書館情報学の履修経験を問わず、学士号の保持を資格要件としている。職務として、専門

職ライブラリアンのサポートをするが、経験を積むことでILL、保存、検索のマネージャーにも昇進する。簡単なレファレンスやコピー・カタログングも行う。他方、ケンタッキー州の「準専門職資格証」は、学士号保持者に加えて、12単位の図書館学の履修を含む、60単位の大学(実質、短期大学)での科目履修と2カ年の図書館経験のある人や、高校の卒業と15単位の図書館学の履修と5カ年の図書館経験を有する人などにも与えられる。そして、ケンタッキー州では、「準専門職資格証」を有する人は、15,000人未満の住民が奉仕対象になっている公共図書館長、副館長、BMライブラリアン、地域館の館長、課長等になる資格を有する。この両者を比較すると、ALAモデルの‘LIS Associate’が全般的に資格としては上位にあるが、職位(職務)はケンタッキー州の「準専門職資格証」を有する人より低い(下位にある)と言える。ただ、ケンタッキー州の制度では「6単位の図書館学の履修を含む、他の分野で修士号を取得した人」も準専門職の資格しか授与されなく、それは理解し難いが、図書館職が専門職であるという視点に立てば、1つの考え方(姿勢)であるようにも思われる。

次に、ALAモデルの‘LIS Assistant’とケンタッキー州の「図書館経験資格証」を比較・検討する。ALAは、‘LIS Assistant’の資格として、大学における2カ年の教育経験か短期大学の卒業を要件としている。すなわち、ALAは、図書館業務は少なくとも2カ年の大学での教育経験か短期大学の卒業を必要とする、という考え方に立っている。しかし、ケンタッキー州の「図書館経験資格証」は高校卒業といくぶんの図書館学の履修や経験を要件としている。それは、図書館職(図書館業務)に対するALAとケンタッキー州の考え方の相違として理解することができる。ケンタッキー州の州図書館長は、同州の図書館サービスが極めて遅れている地域では図書館学の履修や図書館経験のない人が運営管理している公共図書館が存在する状況を説明し、「図書館経験資格証」はそのような状況への対応策であると説明していた。そうすると、「図書館経験資格証」は臨時的な考え方(処方)なのか、それとも、今後も長らく続く考え方なのか、現時点では不明である。時の経過を待つしかない。(なお、ALAモデルの‘Supportive’カテゴリーには‘Clerk’の地位があるが、それは、ケンタッキー州の制度でいう「図書館情報サービス」(library information service)の業務に入らないと理解して省略した。)

最後に用語に関して比較・検討する。ALAモデルは、‘librarian’の用語やタ

イトルはそれ自体専門職(professional)を暗示していると記し、専門職以外の地位(ランク)に‘librarian’の用語を使わないよう、提唱している。また、アメリカの図書館界でも一般にそのような意味合いで理解され、使用されている。しかし、ケンタッキー州法やライブラリアン資格委員会では、‘public librarian’の用語を使用し、それは専門職資格証、準専門職資格証、図書館経験資格証、のいずれかを有する図書館職員を指している。ケンタッキー州の用語法は最近のLSSの運動に影響された結果であるのか、それとも、ケンタッキー州が置かれている特殊状況から発生したのか、それとも、他の州でも同じ状況にあるのか、その解明は今後の課題である。

8. おわりに

本研究全体の目的である、アメリカの公共図書館におけるLSSの職階・職務および資格と養成法の研究のうち、今年度はケンタッキー州を対象とした調査・分析を行っている。本稿では、ケンタッキー州の公共図書館に勤務する専任職員の資格制度に関して概観した。

ケンタッキー州の図書館職資格証の制度は、州図書館・公文書館局ライブラリアン資格委員会と大きく関係するため、第3章で州図書館・公文書館局、4章でライブラリアン資格委員会に関して概観した。そして、第5章と第6章で図書館職資格証及びその更新に関して概観した。第7章では、ALAの人事組織モデルと比較しながら、全体的な考察を試みた。

ケンタッキー州の公共図書館員の資格制度の最も大きな特徴は、図書館情報サービス(library information service)という業務に就いているすべての専任の職員が何らかの図書館資格を要求されていることであった。そのような話を我々は聞いたことがなかったので、大きな驚きであった。

2番目の特徴は、ケンタッキー州では専門職(専門職図書館員)をALAモデルより広く、ゆるやかに理解していたことであった。一般にアメリカの図書館界では、ALAモデル、特にALAによって認定された図書館情報学部(学科、課程)から修士号を取得した人が専門職図書館員(professional librarian)であると理解され、我々もそのように理解していたので、ケンタッキー州の「21単位の図書館学の履修を含む、学士号を取得した人」も専門職図書館員の資格があるということは、もう1つの驚きであった。ケンタッキー州的考え方は、視点を変え

れば、利点もあることが分かった。現在は、キャリアパスの時代だと言われている。ケンタッキー州的考え方は、準専門職資格証が該当する業務に採用されたとしても、職務を続けながら継続教育を受けることにより、専門職資格証の資格が取れるということの意味する。特にケンタッキー州では、州図書館・公文書館局が積極的に継続教育を進めており、その機会は多い。他方、専門職の知的基盤を弱め、低下させるという可能性もある。ケンタッキー州における専門職(専門職図書館員)の理解の仕方は州独特のものであるのか、他州でも同じような状況にあるのか、その解明は今後の課題である。キャリアパスの視点から、ケンタッキー州の資格制度にあるもう1つの利点についても触れておきたい。ケンタッキー州の資格制度では、資格的には満たしていない上位の職位に昇格することを認めている。その際には昇格した職員は臨時資格証を授与される。そして、昇格してから5年以内に継続教育を受けることにより、上位の職位の要求する資格を取得することになっている。

ケンタッキー州における公共図書館員の資格として、専門職資格証、準専門職資格証、図書館経験資格証の3種があるが、それらの資格には有効期限があり、5か年ごとに更新の必要があることは、もう1つの驚きであった。免許を授与した時の状況を維持しているかどうかの確認を目的とする運転免許等の更新とは異なり、それら資格証の更新の目的は、継続的に知識と技術をレベルアップしているかどうかの確認であり、それは生涯学習社会の反映であり、また、市民への説明責任の一端を示すものである。さらに、「自分たちはプロのサービスをしている」という意識の反映でもあろう。継続的に知識と技術をレベルアップしている証拠を示すことができなければ、すなわち、更新に失敗すれば毎年罰金を払うことになり、最終的には辞職させられるので、厳しい社会であるとも言える。

本研究では、引き続き、ケンタッキー州の教育機関が行っている図書館職員の養成教育について、分析を行う予定である。

最後に、本研究については、大城善盛(花園大学非常勤講師)、漢那憲治(龍谷大学教授)、瀬戸口誠(梅花女子大学講師)と山本貴子の4人が共同で行っている。漢那憲治先生、瀬戸口誠先生には、何度も深い知識に基づいたご教示をいただき、ありがとうございました。特に、研究の根幹部分を分担してくださっている大

城善盛先生には、心より感謝いたします。

註

- i 山本貴子、大城善盛、漢那憲治、中島幸子、「アメリカにおける図書館職員の要件と資格」、大谷学報、第90巻第1号、p. 49-69、2010年。
- ii 山本貴子、大城善盛、漢那憲治、瀬戸口誠、「アメリカにおける図書館サポートスタッフの動向」、大谷学報、第90巻第2号、p. 1-23、2011年。
- iii 山本貴子、大城善盛、瀬戸口誠、漢那憲治、「アメリカにおける図書館サポートスタッフの養成」、大谷大学研究年報、第63集、p. 111-152、2011年。
- iv Kentucky Department for Libraries and Archives, Statistical Report of Kentucky Public Libraries; Fiscal Year 2009-2010, 2011, p. 77.
- v State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.00.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/CHAPTER.HTM>〉 [2011-12-15]
- vi American Library Association, Library and Information Studies and Human Resource Utilization Policy, 2002.
〈<http://www.ala.org/ala/aboutala/offices/hrdr/educprofdev/lepu.pdf>〉 [2011-12-15]
- vii State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.00. op. cit.
- viii State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.140.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/140.PDF>〉 [2011-12-15]
- ix State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.200.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/200.PDF>〉 [2011-12-15]
- x State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.201.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/201.PDF>〉 [2011-12-15]
- xi State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.027.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/027.PDF>〉 [2011-12-15]
- xii State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.240.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/240.PDF>〉 [2011-12-15]
- xiii State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.240.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/240.PDF>〉 [2011-12-15]
- xiv State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.260.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/250.PDF>〉 [2011-12-15]
- xv State of Kentucky, Kentucky Revised Statute: KRS171.303.
〈<http://www.lrc.ky.gov/KRS/171-00/303.PDF>〉 [2011-12-15]
- xvi Kentucky State Board for the Certification of Librarians, Certification Manual 2010. Kentucky Department for Libraries and Archives, 2011, p. 2

- xvii State of Kentucky, Kentucky Administrative Regulation: 725KAR2: 060.
〈<http://www.lrc.ky.gov/kar/725/002/060.htm>〉 [2011-12-15]
- xviii この省令での「図書館情報サービス」(library information service)とは、特別なスキルと知識を必要とする図書館サービスを意味し、図書館情報サービスにおける具体的な業務内容は各図書館が決めてよいとしている。例として、目録作成、レファレンス、児童サービス、成人サービス、コンピュータ・プログラミング、管理、図書館技術等が挙げられている。
- xix ここでいう「図書館経験」(library work experience)とは、経営管理、蔵書構築、テクニカル・サービス、パブリック・サービス、パブリック・サービス分野での支援等の経験を指す。秘書、守衛、整備、警備、フードサービス、運転手、配達等の職務は図書館経験のうちに入らない。
- xx State of Kentucky, Kentucky Administrative Regulation: 725KAR2: 070.
〈<http://www.lrc.ky.gov/kar/725/002/070.htm>〉 [2011-12-15]
- xxi Kentucky State Board for the Certification of Librarians, Certification Manual 2010. Kentucky Department for Libraries and Archives, 2011, p. 25-26.
- xxii Library and Information Studies and Human Resource Utilization Policy.
〈<http://www.ala.org/ala/aboutala/offices/hrdr/educprofdev/lepu.pdf>〉 [2011-12-15]
- なお、この表については、参考文献 i (大谷学報第90巻第1号)で詳細に検討している。